

国民投票法改正案 初の実質審議

衆院憲法審査会は26日、憲法改正の手続きを定める国民投票法改正案について初めて実質審議した。与野党の対立で2年あまり審議でていなかつた。自民党にとって一步前進をアピールできた格好だが、立憲民主党などは慎重姿勢を崩しておらず、改正案の成立は見通せていない。

改正案は、大型商業施設への共通投票所の設置など7項目からなる。いずれも一般の選挙では導入されている内容で、与野党の対立点は少ない。しかし、改正案の成立は改憲への環境が整うことを意味する。成立後に、自民党が改憲論議を一方的に進めることを警戒する野党側が抵抗し、2018年1月から継続審議となってきた。

この日の審議では、自民の中谷元氏が「民主主義の基盤にかかわる事項で速やかに成立を図るべきだ」と強調。これに対し、立憲の奥野総一郎氏は「CM項目の先行採決ではなく、C M規制の改正があわせて必要」と述べ、ほかにも議論すべき課題

は多いと指摘し、議論は平行線をたどった。

2年以上動かなかつた実質審議に入ったのは、自民と立憲にそれぞれ事情があつたからだ。

臨時国会の会期が残り約1週間に迫るなか、自民党は今国会で採決することを見送り、立憲から審議入りという譲歩を引き出した。菅政権になり、少しでも改憲論議が進んでいることをアピールしたい自民は、「節目前進」(同党政国対幹部)であつても審議を進め、来年の通常国会での成立につなげたい考えだ。

一方、立憲には野党内で足並みがそろっていないという弱みがあった。改憲論議に前向きな日本維新の会に加え、合流新党に加わらなかつた国民民主党も早期採決を容認した。

置き去り懸念の立憲 思惑一致 前進感出したい自民